

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成26年12月10日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）
- 日程第2 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第3 承認第3号 専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第4 議案第52号 愛西市自治基本条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第7 議案第62号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 請願第3号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第9 請願第4号 「消費税10%増税の中止を求める意見書」提出を求める請願について
- 日程第10 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聡明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 日永 貴章 君 副 市 長 鈴木 睦 君

教 育 長	加 藤 良 邦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 勇 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	五 島 直 和 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	飯 谷 幸 良 君
消 防 長	小 塚 良 紀 君	福 祉 部 長	小 澤 直 樹 君
施 設 整 備 課 長	横 井 一 夫 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・承認第1号：専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、専決事項の承認についてということで、説明では、催促を送った19件のうち、3件は現状のとおり分割、また提訴がされたということだったんですが、残りの16件についてどのような状況だったかということをお伺いします。よろしく申し上げます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、河合議員の質問にお答えをさせていただきます。

ほかの16件の現状についてでございますが、裁判所に異議申し立てをされず、市へ直接分納の申し出をされた方が9件、本人に支払い督促が送達されず、行方不明のため取り下げたものが1件、あとの6件の方については、どちらにも連絡がない状態でございます。

○11番（河合克平君）

そうしますと、分割で申し出されたのが9件というのは、これから順次収納される予定ではあると思いますが、不明の1件については今後どのようなことになるかということと、6件についても今後どのようにするのかということをお伺いしたいのと、金額について、合計で構わないんですが、分割する予定の合計金額、不明の合計金額、6件の、今のところ何も返答がないということでの合計金額をお伺いします。よろしく申し上げます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

まず、連絡のない6件の方につきましては、裁判所に異議申し立てがされませんでしたので、口頭弁論も行われず、債権名義が確定することになります。

あと16件の滞納金額でございますが、一番低い方が4万6,266円、一番高い人で21万3,568円でございます。異議申し立てのあった3件を含めまして、支払い督促の申し立てを行った金額の合計につきましては264万6,782円でございます。そのうち1件、9万1,388円につきまし

ては行方不明ということであり、取り下げをさせていただいております。あと返答もない方の6件についての金額の合計でございますが、69万1,852円、今回異議申し立てをせず分納される方9件につきましての金額が104万4,494円でございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第2号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・承認第2号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第3号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・承認第3号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号））を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

質問させていただきます。

今回、これは衆議院選の選挙における専決処分として、2,804万1,000円の補正予算が組まれて、県委託金が2,100万円、財政調整基金から704万1,000円が支出されるということですが、これは国政選挙でありながら、本来委託金内で実施がされるべきものであろうというふうに考えておりますが、こういった市費を投入するのはなぜなのか、また市費での負担はいつごろから始まっているのか、1点お聞きしたいと思います。

それから、長久手市を初め、委託金内で補正予算が組まれている自治体もあります。例えば、長久手市では人口5万4,000人、世帯数が2万1,800、投票所が12、愛西市では人口が6万5,300、世帯数が2万2,500、投票所が17と、長久手市より愛西は多少大きな自治体ではありますが、この委託金の1,800万円で予算が組まれております。

しかし、愛西市では、先ほど申し上げましたように、総額でいうと1.5倍の予算がかかっており、なおかつ市費で国政選挙をするというような事態になっております。その理由についてお聞きしたいのと、見積もりが甘いのではないかという感想を持っております。その点について

での説明、それからどれぐらいの余裕を持って、この予算を組んでいるのか御説明いただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

それでは、御質問に対してお答えをさせていただきます。

基本的な考え方を申し上げますと、従来より国・県の選挙につきましては、議員おっしゃるように、選挙の執行委託金の範囲内で執行すべきだと、これが原則だという考えは持っております。市の選挙におきましても、利用できる特殊な備品購入の市が負担する分を除いて、通常の執行経費というのは委託金の範囲中で執行をしてくれているのが現状だというふうに私たちは理解をしております。

そして、先ほどのお話の中で、いつごろからかというお話がございましたけれども、実は、昨年4月に国会議員の選挙執行経費、議員も御存じだと思いますけれども、この基準法が改正されました。そして、大幅に執行経費の歳入の委託金というものが減額をされたというような状況にもありますし、具体的には、パーセントでいくとおおむね15%ぐらいが減額をされておるといような現状であります。

そして、これは昨年実施されました参議院議員の通常選挙におきましても、備品購入は通常別として通常経費、いわゆる執行経費において、やはりちょっと試算をしても290万円ぐらい委託金そのものが減額になってきておるのが実情です。

そういった中で、今回の衆議院議員総選挙におきましても、やはり経費の削減という目線で、当然私どもとしては執行については考えておりますけれども、いわゆる開票所時間、所要時間ですね、それから職員手当等が時間帯によっては変動するわけです。不足する経費に対して、国がどれだけ調整費をもって対応してくれるのか、これも実際のことをいって、現時点ではわからないわけです。これは、もう終わってみなければわからないという部分もあります。

お話のように、一般財源の持ち出しの額というのは、最終的に執行が終わって、どれだけ持ち出すかということとはちょっとわかりませんが、通常の選挙でも、終わった後に精算した中で減額をお願いしておるといふ補正対応もしておりますので、限りなくゼロに近づけるといふ努力はしていきたいというふうに思っております。

そして、議員のほうから、いわゆる見積もりが甘いんじゃないかというような御指摘もございましたけれども、今回の選挙をちょっと見てみますと、突然の解散といっても過言ではないというふうに思っておりますし、議員のほうから長久手市の例が挙がりました。私自身、長久手市の投開票事務を存じておりませんが、今お話がございました投票所一つをとっても5カ所違う。例えば、投票事務の従事者、私どもは1カ所10人ぐらい配備をしておりますけれども、そこでもう50人違ってくるといような積算も成り立つわけですね。

ですから、今回、立候補者数というものも専決の時点ではつかむことができませんでしたし、不確定な要素が多い中での予算のほうを御提案申し上げたということですので、計上の仕方としては、最大値を見込んだ形で計上をさせていただいたというのが今回の補正予算の内容です。以上です。

○13番（吉川三津子君）

私も、ほかの自治体でも予算内で執行されている自治体がいろんなところにあるなということも感じているので、その点、700万もの財調の支出というのは、とてもショッキングな数字かなというふうに感じております。その点は、やはりほかの自治体の人件費の削減の手法なり何なりを研究していく必要があるのかなというふうには思っています。

一方、もう既に県・国の選挙において、市町村の持ち出しが出てきているという事実を、やはりしっかりと県や国のほうに訴えていかなければいけないというふうには思っております。そういった働きがけについて、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（石原 光君）

議員おっしゃるとおりで、私どももやはり執行経費の範囲内で国が責任をもっと持つべきだというふうには思っています。これは、どこの自治体さんでもそうでありますけれども、議員も御承知のように、執行経費の算定の仕方というのは、人口何人未満、投票所経費幾ら、会場人件費幾ら、その積み上げで委託金というものが算出されておりますので、果たして、この算出方法はどうかあと。これは、公職選挙法の法の中で決められておりますので、なかなか改正というのは難しいかもわかりませんが、ただどおっしゃるように、国だろうが、県だろうが、委託金の中で執行すべきだという考え方は、当然選管の事務局も持っております。

そして、この選挙が終わった後に、選管のほうでも会議が催されていますけれども、そういった市町村の実情というものを県選管がきちっと受けとめて、それを国へつないでいただくというのがやっぱり重要じゃないかなというふうに思っていますし、県のほうもそういった意見というものは、きちっと吸い上げていただいておりますけれども、それが一応法改正というふうになってきますので、なかなかその辺のギャップというのは難しいのかなあと。いずれにしても、おっしゃるとおり、原則は原則という形の中での考え方を持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第52号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第52号：愛西市自治基本条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

今回、愛西市自治基本条例の制定について、御提案があるわけですが、これは2年間かけて作成されて、今回の御提案があるんですが、この条例の中で第2条の関係でございますが、その1項に、市民、市内へ移住し、または通勤・通学する個人及び市内で事業を営む法人、その後、その他、市内で活動する団体と申しますということで、この団体が明記をきちっとされていないということで、この団体というのはどういう団体を示すのか、お尋ねいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

山岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、自治基本条例の第2条関係のところ、団体名が明記されていないんじゃないかというような御趣旨の御質問をいただきました。

この条例のまず目的としまして、今まで以上に市民の方が主体のまちづくりを実現していくということを掲げております。その中で、議員もおっしゃっておりますように、市民の定義について、市民とは本市にかかわる全ての人、事業者、活動する団体を含めて市民というふうな規定がされております。例えばの話ですけれども、議員御質問のその他の団体とはということではありますが、ボランティア団体でありますとか、子ども会さんでありますとか、NPOなどなどがございます。各種団体、数がありますので、具体的に明記はさせていただいていないという状況でありますので、よろしく申し上げます。

○2番（山岡幹雄君）

これを一応読みますと、今御説明がありましたように、ボランティア団体、子ども会、NPO等が該当しますという御回答ですが、市内でいろいろ活動される団体が今後ふえた場合、そういう団体の位置づけを明記されたほうが僕はいいと思うんですけど、その辺のお考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

団体の位置づけということでございますけれども、私どもは、基本的にはどんな団体でも市民との協働ができる内容であれば、やはり積極的に協働していくものだと考えます。

ただ、その中で、原則論になりますけれども、宗教活動に直結するような活動ですとか、政治活動に直結するような活動、こういったものについては、やはり行政としては難しいのかな、困難なのかなと、このように考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第52号：愛西市自治基本条例の制定について質問をいたします。

まず第6条の3ですが、市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては応分の負担を負わなければなりませんとありますが、公共サービスに対して受益者に負担を求めることになれば、負担能力の弱い住民にとってサービスの抑制になっていくのではないかと考えますが、どのように考えられるでしょうか。

それから次に、第21条であります、(6)のコミュニティーですね。多様な個人が地域でと

もに暮らし、連携して地域課題に自主的に取り組む中で生まれる人と人とのつながりをいいますという形で第2条では説明されておりますが、21条では、コミュニティの形成に向けて、公的な自治の単位の設置について地域と協議して実行していきますと述べてありますが、コミュニティの形成は自主的なものであるが、行政が設置について協議し、実行していくというのは、ちょっとコミュニティの形成と一致できないのではないかというふうに思いますが、この点についてどのように考えるのか。

それから、次にですけれども、第33条の住民投票についてですけれども、市民が市政に直接参加する権利を保障するという点では、市と議会と市民が対等の立場で考えるならば、常設型で考えるべきだと思いますが、これについて、なぜこういう提案になっているのかということをお尋ねいたします。

次に、40条の2ですけれど、検証についてであります。検証に当たっては、最も効果的な方法により、市民の意思を聞かなくてはなりませんとありますが、具体的にどのように検証について考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それからもう1点、追加になりますが、パブリックコメントをなぜ提案されなかったかという点についてもお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の関係ですけれども、一般論としまして、応分の負担ということに関しましては、受益者負担の原則で考えていきたいというふうに考えております。ただ、今回の条例につきましては、まちづくりの基本的なルールを定めたものでありますので、そういった負担能力の弱い市民の方に対しましては、個別の施策等で対応していくべきではないかなというふうに考えております。

それから、コミュニティの関係で自治の単位の御質問でございますけれども、この条例の第3条で、自治の基本的な考え方を規定しております。その中で、地域のことは、地域のことを一番よく知っている地域が公共的な課題の解決に当たると。いわゆる地域の自主自立を目指した地域内分権について規定をしております。そこで、この地域の範囲が、議員おっしゃいますように、自主的に立ち上がったコミュニティの地域と、私どもが考えます公共的な課題解決に当たる地域が一致すれば、これにこしたことはないわけですが、自主的に立ち上がるコミュニティの範囲というものはさまざまになろうかと思っております。大きくても小さくても公共的課題が解決できない場合もありますので、その辺を市として協議をさせていただきたい、こういった意味合いでございます。

それから、住民投票の関係です。

常設型にすべきではないかということでありまして、住民投票条例につきましては、案件によっては投票年齢、または投票者資格なども影響があるというふうに思っております。常設型ですと、やはり画一的なものになりますので、やはり案件ごとに個別で対応すべきとの考えから、非常設型というふうに規定をさせていただいております。

それから、検証の関係ですけれども、具体的にということではありますが、条例内容を検証する場合につきましては、今後検討していかなければならないことの一つですけれども、例えば一つの手法としまして、できるだけ多くの市民の方に対してアンケート調査というのも考えられますし、現在市長が行っておみえになりますタウンミーティング、こういった場で直接住民の方の御意見を聞いていくといったようなことも考えられるのではないかなと考えております。

それから、追加でパブコメの関係であります。

なぜパブコメを実施しなかったということでもありますけれども、多くの市町でこういった自治基本条例を制定していく場合に、こちらの行政側から案をつくって、審議会、協議会にかけて御意見をいただきというスタイルのものが多くあると思っております。

しかしながら、今回私ども、委員の方全てが公募の委員の方でございますし、委員の方が本当に長い時間をかけて、地域に出かけて、地域の声を直接聞いて、こういった条例文に反映されたというふうに私どもは捉えております。そういったことで、今の委員の方々の御苦勞を尊重したいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（加藤敏彦君）

第6条の3の受益者負担の件ですけど、部長の言われた答弁がちょっと聞き取れなかったところがありますので、もう一度確認の答弁をお願いしたいのと、それからコミュニティーについては、部長の答弁では、地域の中でコミュニティーはつくられていくんだけれども、公共の課題を実施する上でのコミュニティーとして一致できない場合には協議するという点では、課題に対応した、また限定されたものであるというふうに考えていいのかどうかという点ですね。

それから、住民投票条例の常設型については、住民投票の内容によって、住民投票のあり方を検討したほうがいいという意見であります。私はやっぱり市民が請求すれば、住民投票が行えるんだという対等の立場がいいんじゃないかというふうには思っております。

それから、検証についてであります。例えば愛西市では総合計画をチェックしていく市民会議がありますが、こういう自治基本条例についても、そういう対応をするような組織を設けていく考えはあるのかなのか。それからまた、3年とか、5年とか、定期的に愛西市の憲法と言われる自治基本条例の見直し、検証を行っていく考え方があるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

パブリックコメントについては、先ほど部長のほうからも、市民目線で作ってきたという点で今回は提案しなかったということは、考え方としては理解します。

○企画部長（山田喜久男君）

一番初めの6条の関係ですけれども、一般論として、応分の負担というのは受益者負担という考えであります。ただ、議員おっしゃる負担能力の低い市民の方に対しては、それぞれの個別の施策の中で検討をし、対応をしていくものだというふうに考えております。

それから、今のコミュニティーの関係ですけれども、公共的課題を解決するものだけが決定かというような内容でございますけれども、やはりコミュニティーの形成というのはそうではなくて、議員がおっしゃるように、自発的に人と人のつながりができて、そういったコミュニ

ティー形成というのができてくるというふうに私どもも思っておりますけれども、ただ目的を持ったコミュニティーなのか、ただの仲よしグループなのかということも考えられるわけであります。

市民の方と行政が協働をしていけるような内容を持ったコミュニティー形成が、私どもとしては一番ありがたい話でありますので、そういった公共的課題といってもいろいろございますので、福祉にしる、防災にしる、いろいろあると思います。その範囲というのが、議員がおっしゃる自主的に立ち上がった組織の範囲と一致すればいいんですけども、そうでない場合は、私どもとして協議をさせていただきたいということがございます。

それから、住民投票の関係ですけれども、対等な関係から常設型がいいのではないかなというように再質問でございますけれども、やはり市民の方の権利ですので、直接請求というのはね。こういった課題を捉えて請求されるのかというのは、やはり市民の方それぞれ考えがありましょし、議員の方も、その市民の方の負託を受けて出てみえますので、それぞれのお考えもありましょし、市長も市民の負託を受けて当選されていますので、それぞれの立場立場で考え方が違うのではないかなというふうに思います。

そういった中で、常設型であれば、常に対象年齢であったり、投票者資格であったりというのが決められてくる。そうではなくて、その案件ごとに、そういったことも御審議いただきながら進めていくべきではないかという考えのもとで、非常設型ということにさせていただいております。

それから、検証の関係ですけれども、議員御提案いただきました、現在総合計画を検証しているまちづくり市民会議のような組織づくりという考えはあるかというようなことでございますけれども、これは今後のまた課題であろうかと思えます。ただ、現在、条例が制定された後のことを市民の方に周知もしなければなりませんし、職員が地域へ出向いていけるような体制もつくらなければなりませんので、まずはそういったところから取り組んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

自治基本条例制定について、数点質問させていただきます。

超高齢化社会に突入して、行政サービスのあり方、福祉のあり方が大きく変わらないとやっていけないということで、自治基本条例の制定は急ぐべきということを議会の中でも取り上げてきたんですが、以前、案として、活性化協議会の中でもいただいてきたんですけども、若干加除、修正があるかなというふうには思っております。一つ一つの言葉も大切に、この条例を委員の方たちがつくり上げてくださったわけなんですけど、答申を得てから、どのようなプロセスを経て、この議会上程に至ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、パブコメについて通告がしてあるんですけども、先ほどから市民参加でつくってきたからパブコメが必要ないんだと。しっかり審議して下さって、市民がかかわっている

からというお話があったわけなんですけど、私は逆に、今回の委員さんたちは、今までの審議会とは全く違って、外に出て広報するということをしてくださいました。いろんなお知らせもしてくださいました。

そうした中で、こういったものをつくり上げられつつあるということが市民の方に周知がされている状況ができたわけです。だからこそ、パブコメをする基礎ができていないのかなというふうに思うわけなんです。この間、ずうっとパブコメをしてもほとんど意見が来ない、そんな状況がありました。

私は、今回この自治基本条例制定に当たって、市民の方からパブコメはいつあるんですかと聞かれました。それだけ、活動の中でパブコメを出したいというような思いの方がいらっしやっただと思います。こういった活動をしてくださったからこそ、パブコメをすべきではないかというような議論はされなかったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、この条例は制定がされると、市の全ての業務にかかわってくるものであるというふうに私は思っております。市の行う事業、サービス、これらに反映されなければ絵に描いた餅になっていくわけなんですけれども、職員への意識改革が大変必要だと思います。市民が参加して行政サービスをつくっていく、福祉をつくっていく、市民と一緒にまちづくりをしていく、そういった意識を職員が持たなければ、今行っている事業も変わる可能性はないわけなんですけど、職員の意識改革について、どのように取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから一方、これは市民のほうにも言えるわけで、この条例によって、市民は愛西市でどんな動きをしていかなければならないのか、そういった意識を持たなければなりません。何せ愛西市では、他市に比べると、残念ながら行政サービスは受けるもの、市から何かをしていただくのが当然という意識がまだ根強く残っているのが現状だと思います。こういった地域の課題を解決する立場に市民が変わっていくという、そんな意識づけもしていかなければならないと思いますが、市民への働きかけを今後どのようにしていくのか、お伺いをしたいと思いません。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の、議会活性化協議会のことだろうと思いますけど、そのときの素案と変わっているがプロセスはということになります。

私ども、答申を受けましてから、議員御承知ですが、市長がかわられております。また、それ以前に、先ほど言いました議会活性化協議会で2回ほど協議をさせていただいておりますけれども、そのときに議員各位からも御意見をいただいた状況でありました。そうした状況を踏まえて、内部で協議を進め、若干修正させていただいた。これも事実でございます。そして、行政側から必要な内容というのも一部追加をさせていただきました。その後、法制執務の観点から、県の法務文書課に確認をお願いしまして、条文整理をさせていただいております。

それをもとに、本年、議会議員の選挙もございましたので、議長さんをお願いを申し上げ、

議会活性化協議会の委員各位に、10月30日に改めて議会と議員に関する条文の御説明をさせていただき、今議会に上程をさせていただいたという流れでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、次のパブコメの関係でございますけれども、パブコメを待っていた方がお見えになると。そういった方に大変申しわけなかったかなという気持ちもございます。ただ、私ども、パブコメにつきましては、当初やろうかという腹づもりもありましたけれども、いろいろ内部でも協議をさせてもらいましたけれども、先ほど加藤議員にも少し御答弁させていただきまして、今回お願いをしました策定委員の皆さんが全員公募であったということに加えまして、議員もおっしゃられましたように、この条例を策定していく過程で、委員さんみずから本当に長い間時間をかけ、地域に出かけ、また中学生を対象に出前講座まで行っていただいて、幅広い年代層の市民の方からの意見を踏まえて、この条例を策定していただいたというふうに捉えております。

したがって、そういったことが周知されて待っていたという方には大変申しわけなかったんですけれども、パブコメについては実施しない方向で進めさせていただいたというのが現状でございます。

それから、職員の意識改革についてということでございます。

このことに関しては、自治基本条例に関する職員研修を平成24年に4回開催をさせていただいております。その研修で、約260名の職員が受講をしております。自治基本条例に対する考え方ですとか、そういった研修内容でありましたので、今後、お認めをいただいて条例制定ということになれば、今度は職員がまちづくり、いわゆる市民との協働のまちづくり、こういった意識を持たなければ前に進みませんので、そういったことを進めていく、そういった手法を検討していきたいというふうに考えております。

それから、市民への周知とか位置づけという関係でございますけれども、現在でも、議員十分御承知だろうと思っておりますけれども、委員の方がみずからつくられているかわら版とか、広報「あいさい」のほうに掲載は行っております。ただ、これについても、やはり住民の方がまちづくりに参加するんだという意識を持っていただかないことには、本当のまちづくりというのはなかなか進みませんので、先ほどの職員との関係もでございますけれども、そういった職員と一緒に意識改革が行っていけるような、そういったことが考えられないかなというふうに考えております。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

数点再質問させていただきますが、大きく答申から変わった部分があればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほど職員、そして市民の意識改革なり周知の答弁をいただいたわけなんです、私は多分、職員がまずは変わらないといけないということと、やはり委託の出し方、補助の出し方、今補助の見直しもされていると思っておりますが、この自治基本条例ができることによって、多分そういったものの扱いも変わってくるのかなと思っております。そういったところを主と

して考えていかなければならないと思いますが、具体的に、まずはこれからというものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

そして最後に、市長に1点お聞きしたいのは、私も早くということを議会の中で言ってまいりましたが、この12月議会に上程したきっかけとか理由があればお聞かせいただきたいのと、この自治基本条例を使って、このまちをどうしていきたいのか、意気込みがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、条例の変った部分ということでありまして、細かな文言修正、条文整理、そういったものがございます。先ほど御答弁で申し上げた、市としてつけ加えさせていただきたいということにつけ加えたのが第36条になりますけど危機管理、せんだっても長野の北部で地震があって、あれだけの被害で亡くなられた方がいなかった。その背景に、地域住民の方の本当に迅速な救助活動というのがあったやに報道されておりますけれども、そういったことを念頭に置いて、危機管理という条文は行政の思いとしてつけ加えさせていただいております。その他については、委員さんの趣旨を尊重した内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

それから、協働の中の委託、補助の出し方ということで、具体的に何かということでありまして、一般質問のほうでもお答えさせていただきました。現在、補助金等々の見直しも進めさせていただいております。

いずれにしても、今回この条例を制定させていただいた背景としまして、本当に多くの多様なニーズというのが、今後交付税も削られていく中で、行政だけが先頭に立って進めていくというのは、本当に非常に困難になってくると考えております。ただ、財源的にもなくなってくるので、その委託、補助という考えの中で、じゃあこれだけ出すからやってくださいではなくて、さっきのコミュニティーじゃありませんけれども、私どもとしてはボランティア精神で私どもと協働をしていただきたい、それが一番ベターなスタイルではないかなというふうに考えております。以上です。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

私から、質問についてお答えをいたします。

まず最初に、きっかけでございますけれども、策定委員の皆様方におきましては、大変長時間にわたって地域に出向いていただいて、この自治基本条例に対しまして御理解をいただく活動をしていただいて大変ありがたかったなというふうに思います。

私が就任前の八木市長の時代から、この自治基本条例に向けて事業費をかけてやってきたわけでございますが、私の考えといたしましては、やはりそういう事業費をかけずに、みずからが出向きながら、自治とはどういう意味なのかということをしりでも多くの市民に認識をしていただいた上で策定するべきであるというふうに思っておりました。

そして、策定委員の方は、そういう私の考えを踏まえて地域に出向いてもいただきましたし、

私がことし行わせていただいたタウンミーティングにも出ていただき、さまざまな意見も聞いていただきました。そういうことを踏まえて、この12月議会で上程をさせていただきました。

また今後、この条例に基づいて、どのようなまちづくりを進めていくかということでございますけれども、条文の中にも最初でございますけれども、市民が主体の自主・自立のまちづくりに取り組むことを決意するという文もございます。そういった意気込みで、行政と市民、そして愛西市に関係する人々全てが同じ認識を持って、この厳しい状況ではございますけれども、ともによりよい愛西市づくりに邁進をしていきたいというふうに思っております。

1回目の御質問にもございましたけれども、議員もおっしゃってみえますが、制定することが目的ではございません。制定した後が大変重要になってまいります。私といたしましても、さまざまな条例をこれまでもお願いをして可決もしていただきました。そのときにも、できるだけ現在も、ケーブルテレビやポスター等を使って市民に周知していることも多々ございます。当然、議員の方々におかれましても、十分内容を熟知していただいて、議員の立場として、市民のまちづくりに対しまして御協力・御尽力いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第58号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第58号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第60号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第60号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

お願いします。

まず、第60号の一般会計補正予算についてでございますが、ページ数で言いますと、9ペー

ジのところになります。歳入の地方交付税につきまして、補正予算で3億2,600万円の増収ということになっております。この増収につきまして、主な要因につきましてお伺いしたいと思います。

財政需要額と言われる金額が減少したためにふえたのか、収入が減少したためにふえたのか等について、概要でよろしいものですから教えてください。大体8%ぐらいの増収になっているんですけども、当初から、その増収は見込めなかったのかどうかも含めてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

今、増収ということで御質問いただいておりますけれども、増収ではなくて補正予算で、いわゆる予算の編成時に想定していた予算額よりも算定結果が多くなったということで御理解をいただきたいと思います。ただ、昨年度、平成25年度の普通交付税の決算額と比較しますと約5,000万円減額の算定結果となっておりますので、御承知をいただきたいと思います。

また、見込めなかったのかということでもありますけれども、予算編成時には地方財政計画というのがございまして、この計画全体で何%減ですよとか、そういったことが示されます。しかしながら、個々の算定でどうなるかということにつきましては、7月に算出資料を作成して、その結果でしか出ません。

したがって、予算の段階では、歳入というのは、税収も同じことなんですけれども、歳入欠損を起こすといけませんので、低目に歳入予算は組むことになっております。結果として、平成26年度、本年度におきましては、予算額へ普通交付税3億2,600万ほど、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、その額を補正計上したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○11番（河合克平君）

であれば、地方交付税の交付についての計算でいいますと、需要額引く基準財政収入額ということになると思うんですけど、3億円の増額となったということであれば、収入額が見込んでいたよりも減ったために増収になったのか、財政需要額が見込んでいた金額よりも多くなったためになったのかということは、現状ではわからない状況でしょうか。

○企画部長（山田喜久男君）

本当に細かな積算というか、資料を出します。人口割ですとか、いわゆる面積ですとか、いろんな要件があるわけなんですけれども、議員御質問で言われたように、需要額から収入額を引いて、足りない分が交付税措置をされます。いわゆる必要な経費と必要な収入を見比べて、収入が足りないから交付税が交付される。交付税が多くなったということは、市としての収入が少なくなったと。

ただ、基準財政需要額とか、そういった計算もまた別にありますので、例えば税収が前年度と比べて多くなったから交付税が減るのかというような単純計算ではございませんので、その辺の御理解はいただきたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、私のほうからは2点質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、いわゆる継続費補正についてということで、今回、庁舎建設に当たって継続費の補正で1億7,000万ほど増額をされました。これに関しては、建設費や人件費等の高騰等もあって、そういう中で配慮すべきものとして業者のほうで提案をされたわけですが、当初3億円という形での業者提案があったものが、精査の段階で1億7,000万まで減額がされました。これについては、どこをどう見直してここまで減らすことができたのかということについて、具体的な説明をひとつお願いしたいと思います。

それから2つ目ですが、文化財費の山・鉾・屋台行事の連絡協議会の負担金ということで補正が出されておりますけれども、これに関して、いわゆるユネスコ無形文化遺産登録をすることで、愛知県でいくと5市1町で協力してやっていくんだと。具体的に、今回はポスター費用等ですよという話がありましたが、やはり登録するだけではあれですので、登録に向けて、これからどのように、この協議会として、今後継続してやっていくのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうから、まず1点目の継続費の補正の関係について御答弁をさせていただきます。

経緯も含めて、具体的な説明をという御質問でございますけれども、この経緯につきましては、提案説明のときに若干触れさせていただいた経緯がございますけれども、改めて説明をさせていただきます。

まず、この経緯につきましては、工事のほうを進めてもらっております受注者の奥村組名古屋支店から、平成26年7月14日付で、これは書面でございましたけれども、愛西市公共工事請負契約約款に規定されております第25条第6項に基づき、奥村組名古屋支店のほうから請負代金額の変更について請求がなされたものであります。そして、この変更請求概算額につきましては、税抜きで2億9,647万6,601円という請求行為がなされたわけでありまして。

そして、減額できた理由云々という経緯でございますけれども、この概算変更金額はあくまでも奥村組名古屋支店が算出した金額でありまして、市といたしましては、この請求行為に対しまして、市が持っております運用基準、それから運用に関する手引き、こういうものがございまして、それに基づきまして事務手続を進めてまいった結果、今回御提案をさせていただいた補正額という経緯でございます。

もう少し具体的なお話をさせていただきますけれども、具体的な基準日というものがございまして、平成26年7月28日時点における残工事量、この28日を基準にして残った工事量について、発注者側、愛西市と受注者側、奥村組名古屋支店の双方でまずは確認をします。そして、この残工事量に対して、7月時点で単価改正等がありましたので、この単価に入れかえ、積算

をします。そして、その積算に基づきまして変更工事価格を算出いたしまして、一般的に言うスライド額の計算方法がありますので、その計算方法に基づきまして、今回の変更金額を算出したという流れであります。

あくまでも市といたしましては、市の運用基準とか、先ほど申し上げました手引きに基づきまして適正に事務を進めてきたというふうに思っておりますし、議員のほうにも特別委員会後、いわゆるスライド額の変更の内容については、細かい積算内訳的なものを、各議員さん全てでありますけれども一応お渡しをさせていただいた経緯もありますので、その中には大まかな変更点も付記されていると私どもは理解をしておりますので、その辺は御理解がいただけたらなあというふうに思っております。以上です。

○教育部長（五島直和君）

私のほうから、山・鉾・屋台行事の連絡協議会負担金についての御質問にお答えさせていただきます。

今後の進め方でございますが、まずポスター、リーフレットを5市1町の共同で作成して配布させていただきたいと思っております。配布先といたしましては、鉄道各社、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、JR等の主要駅に置かせていただく、また県内の各市町村、また県内観光協会、道の駅等々、そういうようなところへ配布させていただきたいと思っております。リーフレット等も、5市1町のそれぞれの自治体で住民の皆さんへの啓発資料として活用していきたいと思っております。

今後につきましては、それ以外にも研修会等も開催し、ユネスコ登録への取り組みを盛り上げていきたいというふうで考えております。さらに、協議会の役割といたしましては、事業を通じて連携・協力を確認し合いながら、ユネスコ無形文化遺産に係る祭り文化のPRを推進していきたいというふうで考えております。以上です。

○12番（真野和久君）

何がどんだけ減ったかというのは見たんですが、余りにも提案された当初の額からこれだけ減ってくるということは、かなり大きな変更があるんだなあというのを非常に実感したわけで、そうした点でいくと、単に額の変更ということではなくて、単価を基準に算定されたと言いますけれども、そうした中で実態等の関係でいって、例えば資材の関連とか、または人件費の関連とかで、そうしたことがきちっと対応できるのかということとかを心配するわけです。そうしたことで大丈夫なのかなというのはやっぱりあるので、その点についてちょっと聞きたいというのがありました。

それから、文化財のほうの関係ですけれども、これからポスターを張りますよと、いろいろ啓発をしていきますよという話で、これからは研修会だという話がありましたが、これについては、聞いたところでは、愛知県は5市1町なんだけど、日本全体の山・鉾・屋台行事という日本の文化そのものをユネスコに登録をするというようなお話を伺いましたが、そういう点でいうと、やはり全国的なものにもなってくるわけですよ。そのあたりはどういうふうになっていくのかということとか、あと、こうしたユネスコ登録をするということの、1つはやはり

日本の文化を知ってもらおうということがあると思いますけれども、と同時に、きっと地域で期待される所とえば、やはり登録によってPRをすることで地元のPR効果とか、もしかしたら観光とか、そうしたことにも向けていこうということがあると思うんですが、そうした具体的な取り組みというのは、これからどういうふうに進めていくのかということについてお伺いをします。

○施設整備課長（横井一夫君）

今回スライド額ということで、愛西市の算定した金額につきましては約6.8%の増というような結果になりました。それで、奥村組名古屋支店のほうからの請求でございますけど約3億ということで、当初の金額から12.1%の増額ということで請求がございました。それで、国のほうからも通達等で来ております。全国平均で約7.1%の増ということでございます。それと、被災3県ですね、東北のほうでございますけど、平均で8.4%の増というような上昇ということでなっております。今回、市の積算基準等で適正な金額ということで認識をしております。以上でございます。

○教育部長（五島直和君）

まず、全国的な取り組みという部分の質問でございますが、これは文化庁がそもそもは代表の一覧表の記載に向けて、全国の32県の祭りを一括提案という形でユネスコのほうに提出されました。それを受けまして、愛知県はこのように5市1町という協議会を設立して進めるということで、他の県についての動きというのは、それぞれの動きの中で進められるというふうに理解しております。

また、今後の啓発活動のPRの中でのことでございますが、当然御承知のように、500年以上の伝統がある尾張津島天王祭という中におきまして、市民の方に歴史的な文化遺産というようなことを知っていただくという部分は大事なことだと思います。そういうようなことを図る意味でも、今後は認定に向けての中で市民の方々に対しての啓発とか、そういうようなことも進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第60号、一般会計補正予算について、継続費、庁舎に関してお聞きをしたいと思います。通告していた部分について、真野議員から質問がありましたが、再度、約3億円から1億7,000万って大きな金額が、当初から比べるとダウンされているわけです。その部分について簡単に、こういったことをしたから1億7,000万になったんだという説明を、多分市民の方も、細かい資料もいただきました。でも、何でこんなに減ったのというものもあると思いますので、簡単にその辺をわかりやすく御説明をいただけたらと思います。また、どんな設計変更とか何かで工夫したとか、工夫の面もあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、庁舎に関する総事業費についてずっと質問を繰り返してきているわけですが、2013年9月のときには、まだ金額が確定しないものがあったりということで46億7,000万プラ

ス各支所の支出金なり引越し代なりがあるよという御答弁がありました。さきの9月議会で、前の道路が拡幅されるに当たって道路にかかる土地の取得ということで補正予算が出てきましたので、そのときにまた金額のほうを確認させていただいて、大体総額で58億7,688万円という金額が示されたわけでございます。

今の建設業界のこうした動きを見ていると、これからどうなっていくのかなという部分が大変心配なんですけど、今回1億7,000万アップする分というのは、これからまだ支所の整備等いろいろ残っていると思いますけど、そういったところでのダウンをさせるような努力をされていられるのか、そして総事業費の見通しについてどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

1番目の御質問でありました簡単に説明をと、非常に難しい御質問でありますので、やはり今日に至る経緯というのは、また後ほどちょっと担当課長のほうから御説明をさせていただきますけれども、一概に足して2で割る、1足したら2と、そんなような形にはなりませんので、やはり私どもの担当者では積算が困難な部分がありましたので、これはやはり専門の設計業者に委託をし、審査をお願いしたという経緯のほうもちょっと御承知いただきたいなあというふうに思っています。

それから、次の質問の、以前に総額がどれぐらいになるのかという御質問をいただいた経緯がございますけれども、現時点で把握している現状を予算ベースでちょっと申し上げますね。ちょっと長くなりますけれども、万単位で御説明をさせていただきますので、よろしく願いをしたいというふうに思っています。

まず、統合庁舎整備事業関係ですね、いわゆる統合庁舎建設改修工事で今回御提案申し上げます変更分も含めて、統合庁舎整備、今進めています統合庁舎と既存庁舎の改修を統合庁舎整備事業費と言います。統合庁舎建設改修工事で40億5,363万円、そしてこれに係る設計業務がありますので、その設計業務関係で、まず設計業務で9,450万円、それから当然管理業務が出てまいりますので、この管理業務が3,937万円、それから今日に至るまでの細かい改修工事的なものが出ておりますので、それが1,530万円、そして若干今日に至るまでの、大会議室がありましたよね。あっちからこっちへ引越しておりますので、その引越し業務の委託料等が900万円。

それから、什器・備品関係予算として1億3,450万円、それから今日に至るまで、平成21年度から統合庁舎関連という形で来ておりますので、24年度までの統合庁舎関係費で2,712万円、そのほかに駐車場整備事業費で2億8,607万円、それから御承知のように、社会福祉会館の取り壊し事業も実施しました。これが1,322万円、それから今建設を進めております防災設備関係ですね。それが5,637万円。それから、電算設備関係で1億8,159万円。これが一くくりで言う統合庁舎整備事業ということで49億1,071万円、予算ベースです。

そして、今議員のほうからお話のありました、関連事業というのはどういうふうになっておるんだという話でございますけれども、建設所管の地区施設整備事業等、これは道路、この庁

舎周辺、あるいは東側も道路改修をしておりますけれども、そういった整備関係で2億7,946万円。それから、今スポーツセンターで改修がそっちのほうも工事を進めておりますけれども、スポーツセンターの改修事業費で1,984万円。それから、先ほどちょっとお話がありました支所整備、これも若干事前の基本の調査とか、いろんな事業関係で、支所本体の整備じゃありませんよ。その事前のいろんな事業関係で588万円。先ほど申しました建設課所管と支所の整備を合わせますと3億519万円。これを先ほど申しあげました統合庁舎整備事業に加えますと52億1,591万円。

そして、今後の予定もありますので、先ほどお話のございました統合庁舎整備事業費関係で4,674万円。それから、地区整備等の事業、これは道路関係でございますけれども、これが650万円。それから、一番大きなものは、いわゆる支所の整備ですね。これは、計画書もお示しさせていただいておりますけれども、それで6億3,900万円。先ほど申しあげました3つの事業で6億9,221万円。そして、これも繰り返しになりますけれども、統合庁舎整備関係の52億1,591万円。これに先ほどの6億何がしを含めると59億815万円。現時点では約59億円というような事業費ですね。そんなような枠といいますか、予算ベース的に言いますと、それくらい今後必要になるだろうなあということは思っています。ただ、執行してある部分もありますので、それはあくまで予算ベースと執行してある分をトータルした現時点での数字ですから、その辺は御理解いただきたいと思えます。

それから、今回アップした分の関係でございますけれども、当分、支所改修や備品購入云々という中で大きな予定はあるのかという質問も受けておりますので、その辺の考え方をちょっとお話ししますけれども、変更金額が今回1億7,073万5,040円、年割額の本年度分に1億2,280万円、統合庁舎改修工事に係る増額スライド額という形で今回御提案申し上げておりますけれども、この増額した分を支所整備事業や備品購入費に、今後の事業によって補うという考え方は持っておりません。やはり、これは今回の統合庁舎と増築分に係るスライド額。先ほどの59億の中には、別途備品の予算を申しあげましたし、支所の改修工事の関係も申しあげましたが、それは別枠の中できちっと対応していきたいなあというふうには考えております。

そして、当然これからダウンと。今、総額ベースで申しあげましたけれども、統合庁舎建設に絡めて、周辺工事もそうですし、支所の整備もそうです。これは、当然59億の中でのいろんな事業を実施していくわけでありましてけれども、コストダウンという捉え方の中で、当然それは我々としては認識を持って、意識を持って進めておるつもりであります。

今回は、こういった形で契約約款に基づいて奥村組のほうから請求があったわけでありましてけれども、通常、今まで議決をいただいた予算の中では、当然増額変更もしておりませんので、いわゆる既定の予算の中できちっと対応していきたいなあ。統合庁舎ばかりではありません。周辺道路の関係もそうですし、これから支所の整備を進めていく6億何がしと言いましたけれども、当然これは中身を精査する中で、1円でも安く、100円でも安くといい考え方で今後進めていきたい。これは統合庁舎ばかりではありません。全ての事業、全ての中でそういった意識を持ってやっていくということが必要ではないかなあというふうに思っています。以上

です。

○施設整備課長（横井一夫君）

議員の質問の中の業者のほうから3億と、市が算定した金額が1億7,000万という関係で、大きな差があるというような御質問でございます。

まず、奥村組の3億というのは、あくまで、先ほども部長のほうからも答弁させていただきましたように、奥村組が算定した金額でございます。それに基づきまして、うちのほうが運用基準、それから手引き等基準がございます。それにのっかって再積算をしたという結果でございます。

その中で、奥村組が出してきた計算等々につきましては、当然残工事量の確定等々もしておりません。これは、あくまで市と業者、両方が確認して残工事を確定し、その部分について、この7月時点の単価を入れさせていただいて再積算するという運びになっております。ですから、一方的な奥村組からの請求ということで、それをきちっと市の運用基準等にのっかって計算した結果ということで、適正な価格だというふうに認識しております。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

まだ、これから契約されていくものとか、予算ベースのものもあると思うんですが、工賃とか、それからいろんな建築の材料とか、そういったものが値上がりをしてきているわけで、こういったものが今予算ベースの金額に反映されているのか。それとも、もう一度こういったものを見直して、予算を見直す必要がある金額なのか、その点ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○施設整備課長（横井一夫君）

今後、予算等でお知らせさせていただく部分につきましては、当然、人件費等アップ、今の基準等がございますし、資材の単価等も公表されておりますもので、その新単価で計上させていただくという形になります。

それと、この本工事の今の契約額でございますけど、今回1億7,000万の補正予算を計上させていただきます。この契約につきましては、今この25条6項ということで、インフレスライドということで計上させていただいております。契約の中では、1年、12カ月たったものについては、また全体スライドというような取り決めもございます。そうした場合、人件費とか材料費が上がった場合、また請求ができるというような内容もございますもので、そこら辺で来年4月ですか、また単価改正がございます。そんな中で、また業者のほうから、そういう部分で請求行為があるかもしれませんけれども、そこら辺は物価の情勢等によってまた変わってまいります。今の予算については、新しい単価で計上していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時30分といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第62号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第62号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

よろしくお願いします。

まず62号についてですが、10ページの基金積立金の中で準備基金積み立てということで4億円について積み増されている状況であります。現状の準備基金の残高と1世帯当たりは幾らの残高になるかということをお聞きします。

また、準備金がふえる状況の中にさまざまな要素があると思っておりますけれども、準備金を使って国民健康保険税の値下げ等については考えるべきではないかということをお聞きしたいのですが、そのことについてもお聞きします。よろしくお願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず1点目の準備基金積立金の残高、それから1世帯当たりの残高につきまして御説明をさせていただきます。

4億762万8,000円を補正予算でお願いしておりますので、平成26年12月末残高は4億4,988万2,997円となります。また、1世帯当たりでございますが、平成26年10月末世帯数9,838世帯で見ますと4万5,729円となります。

次に2点目でございますが、保険税の値下げについて今後の取り組みということでございますが、愛西市国民健康保険では保険税の不足分を一般会計から繰り入れをしております。今回の補正で4億762万8,000円を計上しておりますが、毎月の医療給付費の支払いが約4億円あります。平成27年4月分の医療給付費の支払いのために、また基金から取り崩しを27年度も予定しておるところでございます。このような現状から、保険税の値下げは考えておりませんのでよろしくお願いします。以上です。

○11番（河合克平君）

1世帯当たり4万5,000円ということで、今の税率に改正されて、23年から4年たって4億5,000万積み立てられているということであると、もともと税率自体が高い設定がされていたんではないかなということをお聞きしたいのですが、御存じだと思いますが、国民健康保険につ

いては均等割が今2万2,000円と、平等割といいまして、1世帯当たり2万2,000円ということで、人に対するものと言いますと、世帯と人頭ということで二重の部分があるのではないかと  
いうことを考えるわけです。

1世帯当たりの平等割について2万2,000円というのを、例えば1万円値下げしたとして、  
まだ基金等については積み増されている状況もあるわけで、国民健康保険税の負担軽減、また  
滞納等についても、金額が多い中で滞納等がふえていくことも考えますと、負担軽減というこ  
とを少しでも考えるべきではないかというふうに思うわけですが、その見解についてお伺いを  
いたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

今回、補正によりまして基金へ積み立てをさせていただきわけでございますけれども、平成  
25年度の経理状況を見てみますと、単年度収入で71億8,889万9,141円から、一般会計からの繰  
入金1億円を除きますと70億8,889万9,141円となります。また、単年度支出につきましては71  
億2,040万6,044円となりますので、3,150万6,903円の赤字となっております。また、平成24年  
度の単年度収支につきましても、一般会計からの繰入金1億円がなければ1億5,482万3,044円  
の赤字となっている状況でございますので、値下げにつきましては考えておりませんのでよろ  
しくお願いいたします。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第3号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題と
し、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・鷺野聰明議員、どうぞ。

○16番（鷺野聰明君）

子どもの医療費無料化の拡充を求める請願に対する質疑をいたします。

請願趣旨の中で、愛西市は県下で一番おくれた自治体と記載してありますが、その根拠や基
準はどこにあるとお考えですか。また、署名を収集されるときには、どのような説明をして収
集されたのか御存じですか、質問をいたします。

○11番（河合克平君）

まず、請願の中で愛西市は県下で一番おくれた自治体というのはどのような基準かというこ
とですが、愛知県の中には54自治体あるわけですが、その中で中学生の医療費の無料化をして
いないという点に限って言うなら、愛西市がされていないということで一番おけているとい

うことを言いました。助成をしていないという点でおくれているということです。

また、署名についてはどのように集められたかということなんですけれども、中学校の医療費の完全無料化ということで請願項目があります。その請願項目に基づいて御承認、また賛同いただいた方に署名をいただいているということをお聞きしておりますので、御理解をお願いします。

○16番（鷺野聡明君）

それでは再質問をいたします。

近隣の尾張西部9市の現在の状況と比較しますと、小学校4年生から6年生までの医療費を完全無料化しているのは愛西市を含めた5市であり、他の4市は所得制限をして無料で受診できる子供を限定するものと、助成割合を設けて受診料を一部負担させる自治体があります。つまり愛西市では、無料で受診できる子供が他の4市では優良であるということです。制度全体を総合的に見ると、決して愛西市だけがおくれているだけではないと判断しています。私は、愛知県で一番おくれた自治体ではないと思いますが、紹介議員の見解をお尋ねいたします。

○11番（河合克平君）

中学生の医療費まで含めて助成をトータルでしていないという点でおくれているということの認識であります。もともと子供というのは、子は宝という言葉もあり、市に住んでいる子供たちを、親も子も地域もおじいちゃん、おばあちゃんも含めて育てていくという点であると思いますので、そういったことでは、トータルでいったら中学生の助成がされていないというところについては、残念ながら愛西市は県下ではおくらせてしまっている状況だという認識であります。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

鷺野議員と重複する面もあるかわかりませんが、御質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

今回の請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、2点ほどお伺いします。

請願項目に、子供の医療費は通院を中学校まで完全無料化することとあり、請願趣旨に、愛知県下52自治体が中学校卒業まで入通院医療費の助成と記載してありますが、県下の中学校まで完全無料化の自治体の件数を教えてください。また、県下の助成自治体の各市町村名と助成の内容、要するに完全無料化でないところの助成の内容を教えてください。

また、愛西市が今、小学校卒業まで医療費を無料化にしておるんですが、中学校までに完全無料化するまでの財源確保はどのようにされるか、お尋ねいたします。

○11番（河合克平君）

お答えさせていただきます。

愛知県で54自治体あるうちの42の自治体、パーセントでいいますと77.8%、約8割の自治体

が中学生まで医療費が無料化になっております。残りは12自治体ですが、自治体によっては小学校から中学生まで1割負担ですとか、18歳までは拡大をするんですが、所得制限があるですとか、18歳まで拡大をしているけれども、中学生以上は半額の負担があるとかいうところはありますけれども、実際においては8割の自治体が中学生の卒業まで完全無料化をしているというのが愛知県の実態であります。

また、財源についてということですが、私も一般質問の中で質問する中で明らかになったこととして、20年度について、3年生まで拡大したときには、3億4,000万円の予算の見積もりでやるという判断をしている。また、小学校6年生まで拡大するときには、予算は3億4,000万円で扶助するということを決議している中で、今2億6,000万円の予算計上の中で、市が言われるように6,700万円の予算が必要だということで、それをプラスしたとしても3億4,000万ということで、6年生までに拡大をしたときに、やるということになった予算措置と何ら変わらない状況で、中学生まで拡大をする予算措置ができるということです。

市長が中学生のために無料化を進めますという決意をされれば、予算措置については可能なことであるというように考えますし、今回の請願でいうと8,304人の方が市民の要望を唱えております。8,304人というのは10%を超える方々の要望であります。予算措置をする6,700万については、総予算の中で0.3%の予算措置をすることであると考えます。

そういったことでは、1割以上の方が要望されているものについて、市がどのようにしていくのかということについて、議会の中では要望として、今回の決議については市に実施するよいうということ求めていくのが、市民の代表たる議会の役割ではないかということを考えるわけですので、よろしく申し上げます。

○2番（山岡幹雄君）

これは、中学校3年生まで無料化するには、何百人の中学生が見えるわけですよ。その財源はどこで確保するんですか。過去の経緯じゃなくて、その財源についてお尋ねしたんですけど、再度1回目の質問でいいですか。

○議長（鬼頭勝治君）

再質問があれば続きでやれば。

○2番（山岡幹雄君）

まず、私も調べさせていただきましたら所得制限や、先ほど鷺野議員も言われたように、自己負担の2割を還元を行い、1割の自己負担が発生する自治体もありますが、それをどのように紹介議員は思われるのか。

また、先ほど財源確保のことで再質問しようかなと思ったんですけど、実際、子ども手当とか、いろいろ市のほうも国の政策によって、当時民主党が所得税や住民税の関係で扶養控除をなくして、その関係で各自治体に550億円の増収が見込まれるという関係で行っております。

愛西市も児童手当、子ども手当を支給しておるわけですが、実質、これらの財源も各自治体で行っておると思います。もし中学校まで医療費を無料化するには、市の負担がふえると思われませんが、この辺の関係をどのようにするのか、お伺いしたいということと、あと愛西市も合

併してもう10年になろうとしております。28年度から交付税が減額、また人口が減少、先月、11月28日の中日新聞に、2013年に愛知県下で、要するに愛西市は5番目であったんですわ。借金が一人頭32万9,000円あります。愛西市の福祉事業には多くの単独事業があり、本年度の市の予算が248億4,200万、そのうちの民生費の割合が33.7%。民生費は、ゼロ歳から年寄りまでの1人のサービスが12万7,662円、愛西市は行っております。

それで、24年度のランキングでは、住民1人当たり、愛知県下では、54番のうち民生費は13番目、愛西市はサービスをしておるわけです。海部郡では、飛島に次いで2番目にサービスを行っております。そのサービスの中には、議員も御存じだと思うんですが、それぞれの担当課で市単独事業が、児童福祉課ですと少子化対策、出産祝い金、児童虐待防止啓発事業、あらゆるものがあります。社会福祉課では、障害者就労支援施設の設置及び管理、平和記念式典の開催、高齢福祉課は緊急通報システム、あと家具転倒防止、あらゆるものを単独事業でやっておって、愛西市は、先ほど言ったように、愛知県下では12番目に民生費を負担しております。その関係で、どのように紹介議員の方は思われるか、お尋ねいたします。

また、子供の医療費を無料化した場合、先ほど言われましたが、国民健康保険の国庫の負担金の減額措置がされております。実質、25年度繰越金は一般財源のほうから8,000万円ほど行っております。また、一般会計のほうは1億、赤字を補填しております。今年度においても、総額2億ほど国民健康保険のほうに補填をしております。こんなような関係でどのように思われるか、お尋ねいたします。

最後に、やはり各自治体ではそれぞれの負担がふえていく一方ですので、紹介議員にお尋ねしたいのは、国及び県にどのように働きかけをするか。先日、稲沢の市長選もありました。市長さんが立候補されるときには、マニフェストでしますよという形で、愛知県下の市町村長も、そんなような形でマニフェストでやられるのが今の習慣になっておるかなと僕は思うんですけど、ただそのような関係で、国及び県に対してどのような働きかけられるのか、お尋ねいたします。

○11番（河合克平君）

今の状況の中でやれるやれないということかというと、いろいろな意見があるのは事実だと思います。ただ、もともと子供を育てるのは、先ほども言いましたけれども、地域であり、全ての市民が、群馬県の知事も言っておるのは、子供は未来への投資だと言っておる、その立場というのは、全ての皆さんが変わらない、同じ一致した認識だと私は思っております。

そういったことでは、いろいろと細かいことについてやれないんじゃないかという意見はさまざまある状況ではありますけれども、そういう中で、今、請願として出た人数、それから切実な子育て世帯の皆さんが本当に経済的に苦しいんだという思いが集まった人数について、私たち愛西市の議会としては、どう捉えるのかということが一番だと思いますし、その気持ちをどう酌み上げて、市政に生かしていくかということが私たちの使命ではないかというふうに思っております。

そういった点では、ことしの4月の選挙では、私ども日本共産党以外にも、公明党の皆さん

も医療費無料化をするということでの公約をされておるのもあります。そして、先ほど山岡さんが言われたんですけれども、稲沢の市長選挙では、市長が無料化をするということ公約されたというのもあります。そういったことでは、中学生までの医療費の無料化というのは世の流れであるのではないかなということを考える次第です。

また、もっと言うならば、今、飛島の後に次ぐぐらいサービスが充実しているというふうにおっしゃっていらっしゃいましたけれども、飛島は18歳まで医療費無料をしておるところです。児童福祉法の児童という中での規定には、ゼロ歳から18歳までを児童とするということにしておるのがありますので、そういったことでは、18歳まですれば、より子育てについて愛西市はしやすいし、市民の皆さんが医療費の心配、または子供の健康にかかわる不安を感じなくても過ごしていける、不安が少しでも解消される中で子育てができるということでは、請願をいただいた内容については大きな意義があるというふうに考えております。

今、すぐに高校までということはあれですけれども、中学生まで、せめて義務教育まで拡大すべき内容が市民の皆さんの要望であるし、その実現を求めていくのが議会の役割だと思い、この請願については紹介議員となりました。以上です。

〔「全然回答がないんですけど」の声あり〕

○議長（鬼頭勝治君）

真野議員は。

○12番（真野和久君）

それでは、今、河合議員の答弁に対して補足をしたいと思います。

先ほど山岡議員から、交付税の問題や人口減少、また愛西市の民生費の現状、国保、また国や県への対応というような話がありました。予算措置という関係でいけば、先ほど河合議員が言われたように、そういう形で予算措置はできる範囲の中に入っているということがありますので、その点はぜひ考えていただきたいというのがまず一つ。

それから、深刻な人口減少という問題がありますね。これに関しても、この間、例えば愛西市の予算の関係をいっても、小さいお子さん、特に乳幼児の方が非常にふえているけれども、一方で人口の推移を見ると、小学校、それから中学校にかけて子供が減っているんですよ。それは、よく聞かれるのが、やはり子供医療費の問題でも、愛西市は小学校で切れちゃう。例えば、弥富市なんかだと中学校までやっている、そういうことで、やはり住みかえという中で、どうしても他市へ出ていってしまう方も見えるということもあるんです。

やはり人口減少ということで考えるならば、愛西市にずうっと住んでいただくということが非常に重要なわけです。子供の事情というようなことも当然ありますし、そうしたこともあるでしょうけれども、やはりそうしたことも踏まえて、できれば愛西市の中に永住してもらう。そうしたことをやっていくことがやはり重要になってくるというふうに思います。そうした点でも、中学校卒業まで医療費の無料化というのをまずやっていくことが大事ではないかというふうに思わないでしょうか。

民生費の問題に関しては、それだけ充実しているという点は大事なことだと思いますので、

そういうことについては、やはりしっかりとPRをしていくことが大事だとは思いますが、一方で、子供の医療費の無料化という問題は、先ほど河合議員が言われたように、4月の改選のときにも、我々だけではなくて、ほかの候補の方も言われておりました。また、具体的に子供の医療費の無料化とは言わなくても、子育て支援という形で多くの議員の方も言われていました。そうした中で、今回8,000名を超える市民の皆さんの声が出てきたわけですので、やはり議会としてそれを後押ししていく、そういったことを市に対して提案していくということが大事なのではないかというふうに思います。

また、国保の関係に関しては、国保会計そのものの赤字の問題とは別の問題になりますので、大きな問題として、ここで、これだけの話にならないと思います。

それからあと、国や県への対応についてお話をしますけれども、我々は我が党独自として県交渉や国への交渉では、当然子供の医療費の無料化についてはやっていくように、本当は特に国の責任としてやっていくべきだということをやっています。と同時に、この間、愛西市議会においても、委員会なんかの中でも、国や県に対して子供の医療費の無料化を求めようという意見書案の提案などはしています。残念ながら、議会として通っていないという問題はありますけれども、そうしたことはもちろん大事なことでありますので、これからも我々としてもやっていきたいと思うし、ぜひとも皆さんにもその点も協力をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

子供の医療費の問題は、やはり先ほど河合議員が言われたように、子供を社会として健康に安全に育てていくという中で、全体としてやっていく。子供が何よりも安心して育ていく、またこれから将来に向かって生きていける、そういった体制をつくるのが我々の責任であるというふうに思いますので、その点で非常に重要だということは当然前提としてありますし、それと同時に、やはり愛西市独自の事情としても、今後、愛西市を元気な愛西市にしていくためにも、人口対応も含めまして、やはりぜひともやっていただきたいというふうに思うわけです。

○2番（山岡幹雄君）

財源と、あとほかの自治体で2割償還払いとか、1割自己負担ということを愛西市もそういうふうにしたらどうかと僕は思うんですが、そういう自治体もあるんですけど、その辺の意見をどういうふうに考えておるか。2点だけ、財源と、要するに完全無料化じゃなくて、ほかの自治体が1割自己負担があります。その辺の紹介議員の考え方を教えてください。

○12番（真野和久君）

財源問題ということで、先ほど言われたように、予算措置としてはそうやって組めるだけの力はあるということですので、どこを減らしてどうこうということではないということがまず一つ。

それからもう一つ、ほかのところでは、例えば1割負担というのは、確かに今ふえていく傾向にあります。特に、いろんなところの今の市の言い分としては、国・県のほうであと1割を持ってもらえれば完全無料化ができるので、市町村の責任としてここまでは最大限やりたいと

というような考え方のもとに、そういうことをやっているところもあります。財政的な事情も当然あるでしょう。

ただ、この運動として今回されたのは、子供の医療費を完全無料化してくださいということです。それはそれとしてやはり尊重すべきだと私は思います。ただ、具体的に市がどうやって政策をやっていくかということについては、やはり市がどういうふうに提案するかという問題です。ただ、こうした大きな声としては無料化です。

特に、津島市などでいうと、あそこは大きな所得制限があります。そういう中で、自分の子供は無料じゃないのは何でみたいな話がやっぱりあるんですね、それは。やはり基本的には、先ほど河合議員が言ったように、子供というのは社会全体としてきちっと育てていこうというところでいえば、子供全体を無料にしていくということは大事なことだし、当然だと思っただけです。

まず、そこが前提となって、その中でどういうふうに考えていくかということでやっていくべきだと。例えば、所得制限を設けようという話になった場合、じゃあどこで所得制限を設けるかなんていう話を、無料化の署名をやっている中で、そんな議論はやっぱりできませんよ。例えば、生活保護水準で切るのかというような話にはなりません。それは、やはり先ほど言ったように、子供全体をどういうふうに我々が育てていくのかという責任のもとに考えていかなきゃならないことですので、当然運動として完全無料化という形で提案をされるのは、ある意味当たり前なことだと思いますので、そこはやはり理解していただきたいというふうに思います。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

今回の中学生の医療費完全無料化について、私もまだまだ悩んでいる最中ですので、いろいろな考え方をお聞きしながら最終的に決めていきたいと思っております。

市民の方が無料にしてほしいという気持ちはわかります。しかし、私たち議員として、多くの人が無料にしてほしいと言っているから、議員はそれをやるべきという判断をするのかといったら、そうではなくて、やはりその施策がきちんとこのまちに有効なのかどうか、将来にわたって、これが地域の問題を解決していくのに有効かどうかというのを議員一人一人が考えて判断していかなければいけないと、私はそれが議員の仕事だと思っております。

先ほど、河合議員は、市民から多くの要望が出ている、それを市のほうにやれと言うのが議員の役割だとおっしゃいました。私は、そういった議員の役割はちょっと違うのではないんですかという部分について、一度御答弁をいただきたいと思います。

それからもう1点、真野議員のほうから、先ほど長くこの地域に住んでもらうために、中学生の医療費無料化が有効だというお話がされました。私は、中学生をお持ちの方、また小さい子供さんをお持ちの方と、日ごろは子育て支援の活動をしておりますので、そういった方々との接点がかなり多いです。よくお話しすると、中学生の医療費無料化というのは、優先順位か

らするとそんなに高くはないということを私自身感じているわけです。

真野議員が先ほど、長く住んでもらうために中学生の医療費無料化がとても有効だとお話をされましたが、私は、今、愛西市に住み続けたいというのは、やはり元気なまちにはまだ至っていないということ、それから大学も遠方に行って、そちらのほうに就職してしまって、戻ってくる魅力がないということ、それからもう一つは、小学生の低学年ぐらいまでコーポとか何か、そういった住宅がそろっています。しかし、子供部屋を持つような、もう少し大きな賃貸の住宅がこの愛西市には大変不足して、適当な住居が見つけれないという部分もかなり多いと思いますが、真野議員には、中学生の医療費無料化がなぜ子供を将来にわたってここに居続けることの一つの効果があるというふうに判断をされているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、私は中学生について、かなり無料の方もふえているなということを思っているわけですが、中学生で医療費が完全無料になっている世帯というのは、生活保護世帯以外にどんな世帯があるのか、お聞きをしたいと思います。

それからあと、経済的に負担が軽減されるというお話をされました。私も2人の子供を育ててきておりますので、中学校のころどうだったかなということを考えた場合、多くが部活だけがをしたりとか、そういったところで、けがでほとんど外科にかかっている、あとは歯医者さんというような状況でした。けがをすれば、学校の保険で賄われる。そして、今入院となれば、また市のほうで補助がされる。そういった状況の中で、今の中学生というのがどんなときにお医者さんにかかっているんだろう。こういった無料化をしたときに、1人当たりどれぐらいの経済的なメリットが得られるんだろうということを考えました。そういったところをぜひ試算をされているのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、子育て施策というのはいろいろあります。今回も一般質問でさせていただいて、子供の貧困の問題は痛切に日々の活動の中から感じています。そして、ニーズの多様化というのも、本当にいろんなサービスを実施していかなければ子育て支援がやり切れないなということを感じているわけですが、子育て支援の目的というのは、やっぱり少子化対策、女性の就労支援、そして子供の権利を守るなど、いろんな課題を解決するというものが含まれていると思います。今回、中学生に限って完全無料化をした場合、愛西市の今ある課題の何が解決されるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○11番（河合克平君）

まず、議員の役割についてということをお聞きいただいた内容ですが、何でもかんでもということではないです。私もそれはそうではないんですが、現状の子育ての世帯の中で経済的な不安があるという方が多いということに対して、その課題を解決するためには、中学生の医療費の無料化というのは大きな位置を占めるのではないかと考えております。

そういった点では、8,000名の請願をいただいて、今9,000名に迫ろうとしているんですけども、そういう市民の皆さんが求めていることについて、財政的にできないとか、ほかにやることがあるとか、そんなに困っていないんじゃないかというような話ではなくて、中学生を持

つ世帯については、何かあったときという不安はやはりあるわけで、僕自身も中学生の親です。そうしたことでは、子供を不安なく育てられる状況ということに対して、それが全てではないと思いますが、その一部には大きな手助けになるということは間違いない事実であると感じております。そういったことで、9,000人に近づくような署名が集まっておる次第だと思しますので、そういったことでは、市民の皆さんの要望を実現すべく、その先頭に立つのは議員の役割ではないかということは私は思っておる次第です。

また2点目に、生活保護世帯のほか、どんな世帯が中学生でなっているかということについて御質問があったんですが、母子・父子家庭医療費助成制度というのがありまして、そちらの母子・父子家庭医療費制度について、ひとり親、また親がいらっしゃらない方の中学生に対する制度が該当するかと。また、障害者について、さまざまな手帳をもらっていらっしゃる方等がありますけれども、その障害者医療助成について中学生の方が該当してくるんじゃないかと御案内いたします。

3点目にあつた1人当たりどれぐらいの恩恵を積算しているかということについては、1人当たりどれぐらいの試算ということは、市が一般質問で明らかにしたのは大体2万9,000円ぐらいということですが、私個人的にはそんなにはかからないだろうというふうには思っておりますが、1万円なのか、1万4,000円なのかと言われると、済みません、そこまで正確な積算はしていない状況でありますけれども、年間1万円なり、1万4,000円なり、もしも何かあったとき、もっと多くなるかもしれないという不安を考えながら子育てをするよりは、その安心が、保険というのとはもともと安心ができるかということだと思いますので、その保険によって安心ができるということは重要な点でありますので、そういったことでは、中学生の医療費の無料化、ある意味、吉川さんが言われるように、そんなにかからないんじゃないかということであれば、逆に不安を抱えている方がたくさんいるのであれば、市として施策として進めるべきではないかなということを感じるわけですが。

また、子育ての支援策についてどんな課題をとということなんですが、まずは、今真野議員からも言われました少子・高齢化の中で少子化対策、当然安心して子育てができるための経済的な負担の軽減ということであると、一般質問でも御案内しましたけれども、群馬県のアンケート、5年たった中でのアンケートをとると、97%が経済的負担について本当に助かっていますというアンケートの答えがあったということを見れば、経済的な負担の軽減ということについていうと、最大の課題解決の方法であるというふうに思いますし、そうする中で子育て世帯の安心感と、また少子化対策については、人口の流出等を含めて流出を防げる一助にはなるというふうに思っておりますので、その解決にもなります。

また、医療について何か不安があったとき、すぐにでもかかわれる条件があるということについていうと、重症化を防ぐことの一助にもなるというふうに思っておりますので、そういったことが全体の医療費の支出について抑えられるということの課題の解決にもなるかというふうに思っております。

また、子供自身が不安になったときに、親に相談することもなく医者に行くということは、

まずないかもしれませんが、親の家計状況をわかっているとなかなか相談しづらくて医者にも行けないわというふうに思う子供が、無料であれば、中学生であれば自分の判断でも医者に行けるといふことであるならば、子供の人権が守られる一助にもなっているのではないかと、いろいろな点で課題の解決につながるんじゃないかというふうに考える次第です。以上です。

○12番（真野和久君）

御指名で答弁を求められましたので、私からもお答えしたいと思います。

一つ、先ほど住み続けられるというのを聞いてという話でありますけれども、実際、吉川議員のような形で子育てのお手伝いは私は余りしていない。私自身がそもそも独身ですので、子供がいませんので、そういうところでいふとあれですけども、しかし、それでもやはりいろんな方からお話を伺っています。署名も集める中でも当然そうです。

そういう中で、先ほどもお話をしましたけれども、住みかえをする場合の選択肢として、やはり子供の医療費の無料化がどこまで行われているかということは、基準の一つとしては大変大きなものを占めているということはよく伺います。実際、かつては、そうしたことが進んでいるところに住宅が建つというようなこともありました、そういったことをPRしながら。だから、そういうところもありますし、現在でもそうです。

だから、その点でいくと、効果があると私は考えますし、賃貸的な問題でいくと、愛西市の中でも課題は当然あります。そういう形は、市として行政指導ができるのかというのは、なかなか難しい問題がありますので、市営住宅をつくっていただければ本当はいいですけども、そういうわけにはいきません。実際、県営住宅などでいえば、大変多くの方が抽せんでやられていることであるといふと、そうしたニーズは高いのではないかというふうにも思います。

そういうことも考えながら、愛西市内に住んでもらう、人口をふやしていくという点で貢献しないものではないですし、むしろ、そうした一つの要因になっていることはやはり否定できないのではないかと思いますので、その点は理解していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つつけ加えですけども、子育て支援策の中で子供の医療費を中学卒業まで無料化するのがどの程度のあれがあるのかという話でありますけれども、先ほど言われたような少子化対策の問題があり、子供の命を守るという意味では、子供の権利を守るという点では非常に大事な施策ではないかというふうに思います。

子育て支援は、これだけやればいいというわけではありませんので、複合的にやっていかなきゃならない点もありますから、当然そういったことも含めながら考えていく必要があるとは思いますが、やはり子供の医療費の無料化というのは、大きな一つの強い要望ではないかというふうに我々は思います。そこは否定できないのではないかと思いますので、効果がないとは当然言えませんし、その点はやはり考えていただきたいなと思います。

それから、1人当たりの医療費という話で、先ほど予算ベースでいふと1人当たり2万円から2万9,000円ですが、全然かからない方も見えますし、かかる場合には大きくかかってくる場合も通院でもあるわけで、その点はしっかりとフォローしていくことが子育てにとっては安

心感にもつながっていくわけであります。実際に負担をされている方、あるいは中学生の子供も、中学校になってから自分のさまざまな病気の症状とかが気になって、そうしたものを治療したいけれども、お金もかかってなかなか治療できないというようなこともあります。全体の中で見るといった場合、そうした方に対しても対応していくことも大事だと思いますので、その点も考慮しながらやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

○13番（吉川三津子君）

私もこの医療費無料化を反対しているわけではなく、自分の考えをきちんと固めたいという部分でいろいろお聞きしているわけです。

医療費無料化の効果については、さきの文教福祉委員会の視察でも、少子化対策とか、女性の就労拡大への貢献は余りないだろうというような状況で、雰囲気的にこういったものを無料にすると子育てをやっているという雰囲気ができて、転入に多少なりとも効果があるのかなということを感じているわけです。

私としては、やはり転入よりも、ここでまた子供を産み続けてくださるようなまちづくりというのは、とても大切だなというふうに思っているわけですが、こういった医療費無料化に市民の皆さんから御要望をいただくのはいいんですが、議員として、もう少し子育て支援がどうあるべきなのかということを議論しながら、医療費無料化だけではなく、ニーズが多様化しているわけなので、今津島市でも子供クーポンが出始めました。杉並区では、もう十何年前からそういったクーポンがあって、自分は児童クラブの利用料に使う、うちの子はちょっと体が弱いから医療費に使うというような、そんなすみ分けでいろんなサービスが使えるような仕組みもされているわけです。そういったところで、もう少し医療費無料化だけではなく、もっとほかのニーズにも応えられるような仕組みをみんなで考えていくべきではないかなと思っているわけですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それは、やはり児童クラブの利用料も、周辺の自治体より1,000円高くなりました、前回。高くなっているんですよ。今、保育料もせっかくトップクラスで安かったものも、値上げの方向にいるわけです。そうした中で、子育て支援全体として議会の中で考えていくべきではないのかなということを考えているわけですが、その辺について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○12番（真野和久君）

子供の医療費の無料化、子供だけではないんですが、医療費の無料化、社会保険制度、国民健康保険制度の中で、なぜ医療費助成があるのかということを考えていただきたいというふうに思います。当然、子育て支援ということの中での一つの施策としてという考え方は当然あります。と同時に、医療費助成、医療費負担をできるだけかけないということは、子供だけには本来限らないものでありますが、やはり高齢者にとってもそうですし、お子さんにとっても、我々にとってもそうですが、安心してどれだけ医療にかかれるかということ、やはり国としての基本的な考え方の問題です。ヨーロッパ等では、医療費に関しては、保険制度の中で無料になっているところも当然あります。なぜそれが行われているのかということを考えていただ

きたいと思います。

そういった点で、子供の医療費の無料化というのは、まずは子供、あるいは高齢者というところで、そもそもお金を稼ぐことがなかなかできない、家庭の中で支えていかなければならない方々に対して、せめて医療費だけでもまず最初に負担がかからないようにしていくということは、一つの考え方だというふうに思いますし、とにかく命を守るという点で医療費助成ということが非常に重要だと。そういうことも含めて、今、子供の医療費助成の運動というのが行われてきているということは、やはり考えていかなければならないのではないかと思えます。

そして何より、我々も集めていて非常に今回思ったのは、これまで以上に、今回の医療費無料化に関して、切実な声として集めていただいている方々がたくさん見えるということも実感しました。そうした点も含めて、ぜひとも考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第4号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・請願第4号：「消費税10%増税の中止を求める意見書」提出を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・委員会付託について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号から承認第3号、議案第52号、議案第58号、議案第60号、議案第62号、請願第3号から請願第4号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後0時22分 散会

